

後援名義の使用承諾に関する要綱

平成 27 年 5 月 1 日 長田区長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長田区の主要施策等の推進に資する活動（以下「行事等」という。）に対して、神戸市の後援名義の使用を承諾するのに必要な事項を定めるものとする。

(後援の要件)

第 2 条 後援名義の使用を承諾できる行事等は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 長田区の主要施策等の推進に資するもの
- (2) 長田区内で実施するもの
- (3) 参加者の資格に制限がなく、一般に公開されているもの
- (4) 営利を主たる目的としていないもの
- (5) 宗教的活動又は政治的活動でないもの
- (6) その他長田区長（以下「区長」という。）が特に不適格と認めたものでないもの

2 前項の規定にかかわらず、区長は特に必要と認める行事等に対して、後援名義の使用を承諾することができる。

(申請手続)

第 3 条 後援名義の使用承諾を受けようとする団体は、名義使用の承諾を必要とする期日の原則として 1 か月前までに、行事等後援申請書（様式第 1 号）と次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 団体の概要がわかるもの（規約・会則等）
- (2) 行事等企画書
- (3) 継続事業の場合にあつては、前回のパンフレット等
- (4) その他区長が特に必要と認める書類

2 印刷物に後援名義を使用するときは、印刷を行う前に、印刷物の見本を区長に提出しなければならない。

(承諾の通知)

第 4 条 区長は、行事等後援申請書を受理したときは、内容を審査し、行事等後援名義通知書（様式第 2 号）を申請者に送付するものとする。

(承諾に際しての遵守事項)

第 5 条 主催者は、承諾された行事等に関して次の事項を遵守するものとする。

- (1) 後援名義の使用承諾を受けた行事等は、主催者が一切の責任を負って、申請内容に従って実施すること。
- (2) 後援名義は承諾された行事等以外に使用しないこと。
- (3) 後援名義の使用は、承諾された日から行事等の終了日までとすること。
- (4) 後援名義があることを理由に、勧誘等を行わないこと。

(変更の届出)

第 6 条 後援名義の使用承諾を受けた団体は、当該承諾を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに申し出なければならない。ただし、軽微な変更として区長が特に定めた場合は、この限りでない。

(後援名義使用の取消し)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援名義の使用承諾を取り消すものとする。

- (1) 行事等の内容が第2条に定める要件を欠くことが判明したとき。
- (2) 第3条の申請及び資料に虚偽の事項があったとき。
- (3) 第5条の遵守事項を守らないとき。
- (4) 第6条に規定する変更の届け出を行わなかったとき。
- (5) その他区長が必要と認めるとき。

(行事等の報告)

第8条 後援名義の使用承諾を受けた団体は、当該承諾を受けた行事等の終了後1か月以内に行事等報告書(様式第3号)及び関係書類を区長に提出しなければならないものとする。

2 区長は、行事等報告書を提出しない団体に対しては、以後の当該団体及び実質的に当該団体と同一と区長が認める団体が実施する行事等に対して、後援名義使用を承諾しないことができる。

(その他)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。